

【修学支援新制度】

令和7年度「高等教育の修学支援新制度」における多子世帯支援拡充について

文部科学省では、意欲と能力のある学生が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、令和2年4月から高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を実施しています。

令和7年度（2025年度）より、多子世帯（扶養する子どもが3人以上いる世帯）の学生（学部生対象）に対して、所得制限はなく、大学の授業料・入学金を国が定める一定額まで無償化（全額ではありません）する制度が開始されます。

令和7年度から、子供3人以上の世帯への大学等の授業料等の無償化を拡充します！ （「高等教育の修学支援新制度」の拡充）

開始時期	令和7年度～（入学生及び在学生） <small>※4年制の大学であれば、1年生だけでなく、2～4年生も対象となります。</small>	所得に関する要件	所得基準 制限なし
支援対象	子供3人以上の世帯の学生	学業意欲・成績に関する要件	採用前 学修意欲があれば採用 採用後 学修意欲と成果を毎年確認
支援金額	授業料70万・入学金26万 <small>（私立大学の場合、4年間で最大70万円×4年+26万円を支援） ※現金支給ではなく、各学校の授業料等が滞り込まれます。</small>	※「高等教育の修学支援新制度」における各要件の詳細やQ&Aについては、文部科学省ウェブサイトを確認 	
申込手続	令和7年度入学後各学校窓口で <small>（各学校を通じて、日本学生支援機構へ申し込みます）</small> <small>※令和3年度進学予定の高校3年生から、令和7年度中に事前の予約申込が可能となります。</small>		

扶養する子供が3人以上の世帯が対象

第1子
(大学生)

第2子
(高校生)

第3子
(中学生)

※○が多子世帯の支援対象

- 3人以上を同時に扶養（経済的に支援）している間は、第1子から支援対象
- 第1子が就職するなど、扶養から外れた場合は支援対象外

税情報（マイナンバー）で扶養する子供の数を確認

マイナンバー

- 学生と生計維持者のマイナンバーを通じて、世帯で扶養する子供の数の情報を確認
- 子供の数の情報は、毎年12月31日時点の情報が基準

要件を満たした学校が対象

- 一定の要件を満たした学校が対象
(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校)

対象となる大学等の一覧はこちら

子供の数の情報は申込時期で異なります

2025年の春に申込（4月頃）
→2023年12月31日時点

2025年の秋に申込（11月頃）

2026年の春に申込（4月頃）
→2024年12月31日時点

本学は対象校です

【申請方法】

高等教育の修学支援新制度は日本学生支援機構の給付奨学金へ申し込むことが必要です。

多子世帯に該当するかどうかは、日本学生支援機構（JASSO）がマイナンバーの情報で判定を行います。自動的に減免される制度ではございませんので、支援を希望する場合は定められた期間内に必ず申請が必要です。

下記の該当する方法で申込を行ってください



●高等学校等で予約採用を申込、給付奨学金の選考結果欄に…

「候補者決定」と記載されている方

→対象となる支援区分で制度を利用することが出来ます。

[予約採用説明会](#)で必要書類を受け取り、手続きを行ってください。

「不採用」と記載されている方

→**秋に追加の募集を行います。**秋の募集の際の審査は税区分情報が予約採用と異なるため、支援対象となる可能性があります。学生ポータルにて募集のご案内を致しますので確認の上、申請を行ってください。

「不採用【多子世帯〇】」と記載されている方

→予約採用では不採用でしたが、在学採用（大学入学後の新規申込）で多子世帯として採用される可能性があります。

[新規採用説明会](#)へ参加し、給付奨学金の申請手続きを行ってください。

●高等学校等で申し込みをしていないため、新規で申請される方

→給付奨学金の申し込みが必要です。[新規採用説明会](#)へ参加し、申請手続きを行ってください。

▼申請窓口・問い合わせ先

東京工科大学 蒲田キャンパス学務課 学生係 TEL：03-6424-2115